


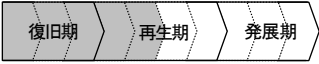
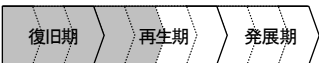

4 収益性の高い農業経営の実現

- 01 農業参入推進事業
- 02 **緊急** 東日本大震災農業生産対策事業(再掲)
- 03 **緊急** 共同生産畜舎等施設整備支援対策事業
- 04 **緊急** 経営再建家畜導入支援交付金

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)									
		復旧期(3年)			再生期(4年)	発展期(3年)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度							
(4) 農業・林業・水産業											
① 魅力ある農業・農村の再興											
4 収益性の高い農業経営の実現											
01 農業参入推進事業											
02 東日本大震災農業生産対策事業(再掲)	緊急										
03 共同生産畜舎等施設整備支援対策事業	緊急										
04 経営再建家畜導入支援交付金	緊急										

○事業概要

事業名		事業内容
01	農業参入推進事業  【農業振興課】	震災の被害を受けた地域においては、農地や農業生産施設はもとより、農業の中核的人材も失い、地域全体の農業生産力が減退していることから、民間投資を活用した農業生産力の維持・向上、地域農業の活性化、雇用の促進に資するため、企業の農業参入を推進するもの。 【事業主体：県】
02	東日本大震災農業生産対策事業（再掲） P. 71  【農産園芸環境課, 畜産課】	農業の経営の維持と安定を図るため、震災により被災した農業用共同利用施設の復旧・営農用資材の購入等に要する経費を補助するもの。 【事業主体：国, 県, 市町村】
03	共同生産畜舎等施設整備支援対策事業  【畜産課】	震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者や新たに畜産経営を開始する生産者が農業生産力を維持するため、経営再建や新たな生産開始に必要な家畜飼養管理用施設等を整備するための経費の負担軽減を図るもの。 【事業主体：国, 県】
04	経営再建家畜導入支援交付金  【畜産課】	震災により畜舎の流出等生産基盤に被害を受けた生産者が、経営再建、生産回復を図るために必要な新たな代替家畜（一般、共同利用）の導入経費の負担軽減を図るとともに、復興に向けての生産基盤の拡大を図るために補助を行うもの。 【事業主体：国, 県】

5 活力ある農業・農村の復興

- 01 農産物等直売所経営支援事業
- 02 食育・地産地消推進事業
- 03 農山漁村絆づくり事業
- 04 農地・水保全管理事業
- 05 中山間地域等直接支払交付金事業

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)									
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度							
(4) 農業・林業・水産業											
①魅力ある農業・農村の再興											
5 活力ある農業・農村の復興											
01 農産物等直売所経営支援事業											
02 食育・地産地消推進事業											
03 農山漁村絆づくり事業											
04 農地・水保全管理事業											
05 中山間地域等直接支払交付金事業											

○事業概要

事業名		事業内容
01	<p>農産物等直売所経営支援事業</p>  <p>【農林水産経営支援課】</p>	<p>生産者の生活再建と地域社会の復興を図るため、震災により売上げが減少した農産物等直売所の経営改善を支援するもの。</p> <p>【事業主体：県】</p>
02	<p>食育・地産地消推進事業</p>  <p>【食産業振興課】</p>	<p>震災による需要の落ち込みへの対処や県産農林水産物等のイメージアップのため、地産地消の取組を全県的に進め、県産食材の一層の理解や消費・活用の促進を図るもの。また、地域の特産物に関する知識の普及や伝統的な食文化の伝承などを通して、各地域の特性を生かした「食育」を進めるため、地域に密着した食育活動を実践する食育推進ボランティアを育成するもの。</p> <p>【事業主体：県】</p>
03	<p>農山漁村絆づくり事業</p>  <p>【農村振興課】</p>	<p>体験した中高生に「県土を創る意識」が育まれるよう、震災復興に取り組む宮城県の農山漁村への教育旅行(県内中高生対象)を誘致し、宮城県でしか体験できない「農林漁業体験+復興の手伝い」という宿泊体験活動メニューなどを実施するもの。あわせて、県外中高生についても誘致し、宮城への絆の創出と将来の本県の農山漁村サポーターの育成を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
04	<p>農地・水保全管理事業</p>  <p>【農村振興課】</p>	<p>集落コミュニティの回復・向上を図るとともに、集落ぐるみで行う集落営農等を促進するため、非農家も含めた集落全体の共同活動により行う農業用排水施設の江払い・草刈り、農道の敷き砂利補修の他、環境美化活動、都市との交流活動等を支援するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
05	<p>中山間地域等直接支払交付金事業</p>  <p>【農村振興課】</p>	<p>震災により甚大な被害を受けた中山間地域等の条件不利地域において、農地の荒廃を防ぎ、継続して農業生産活動を行うため、サポート体制の構築と併せて、農業用排水路の江払い・草刈り、農道の敷き砂利補修等の集落共同活動を支援するもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>

② 活力ある林業の再生

1 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持

- 01 **緊急** 林業・木材産業施設早期再開支援事業
- 02 **緊急** 林道施設早期復旧事業
- 03 **緊急** 林業・木材産業活力維持緊急支援事業
- 04 森林育成事業 (再掲)
- 05 温暖化防止間伐推進事業 (再掲)
- 06 環境林型県有林造成事業 (再掲)

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急 重点 事項	復興計画期間 (H23年度～H32年度)									
		復旧期(3年)			再生期 (4年)	発展期 (3年)					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度							
(4) 農業・林業・水産業											
②活力ある林業の再生											
1 復興に向けた木材供給の確保・産業の維持											
01 林業・木材産業施設早期再開支援事業	緊急	→									
02 林道施設早期復旧事業	緊急	→									
03 林業・木材産業活力維持緊急支援事業	緊急	→									
04 森林育成事業(再掲)		→									
05 温暖化防止間伐推進事業(再掲)		→									
06 環境林型県有林造成事業(再掲)		→									

○事業概要

事業名		事業内容
01 緊急	<p>林業・木材産業施設早期再開支援事業</p>  <p>【林業振興課】</p>	<p>津波や地震で甚大な被害を受けた合板製造業や製材所などの木材産業の早急な操業再開を図るため、建屋や製造機械等の施設復旧経費（再整備・修理・修繕，撤去等の経費）に対し補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
02 緊急	<p>林道施設早期復旧事業</p>  <p>【林業振興課】</p>	<p>震災により被害が発生している林道施設について、県民生活の保全と木材の安定供給を確保するため、早期復旧を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
03 緊急	<p>林業・木材産業活力維持緊急支援事業</p>  <p>【林業振興課】</p>	<p>県内木材需要先の多くが甚大な被害を受け、木材生産が停滞していることから、当面の需要確保策として県外輸送などの搬送経費に対し補助するもの。また、津波により流出した丸太を回収・処理する経費に対し補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
04	<p>森林育成事業 (再掲) P. 20</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>県産材の供給を確保するため、平成23年度から展開される国の補助事業（搬出間伐を主体とした森林整備に対する支援）を活用し、木材の安定供給と森林整備の推進による産業の維持・復興を図るもの。あわせて、地球温暖化防止や水源のかん養，県土の保全など森林の多面的機能の発揮を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
05	<p>温暖化防止間伐推進事業 (再掲) P. 20</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により木材の主要な需要先が被災したことにより、林業事業体における事業確保や雇用の維持が難しくなっていることから、森林整備事業による雇用確保と産業の維持・復興を図るため、若齢林を中心とした間伐を実施するもの。</p> <p>【事業主体：県】</p>
06	<p>環境林型具有林造成事業 (再掲) P. 21, 85</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と、木材の計画的な供給を確保するため、県行造林地の計画的な伐採による木材生産を進めるとともに、上流部にある森林の持つ多面的機能の発揮により、下流域における災害発生の未然防止を図るため、契約更新に伴う再植林と保育を実施するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>

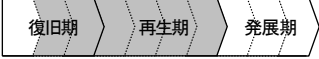
2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援

01 **緊急** 被災施設再建支援事業（再掲）

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）						
		復旧期（3年）			再生期（4年）	発展期（3年）		
		平成23年度	平成24年度	平成25年度				
(4) 農業・林業・水産業 ②活力ある林業の再生 2 被災住宅・拠点施設復旧に向けた支援 01 被災施設再建支援事業(再掲)	緊急							

○事業概要

事業名	事業内容
01 緊急 被災施設再建支援事業（再掲） P. 11  【林業振興課】	甚大な被害を受けた被災者及び被害地域の復興と活性化を図るため、県産材の円滑な供給システムを構築するとともに、被災住宅等の復旧促進や、被災地の復旧における拠点施設建築、公共施設等の復旧及び改修等に対して補助するもの。 【事業主体：国，県，市町村】

3 海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進


- 01 治山事業
- 02 治山施設災害復旧事業
- 03 治山施設災害復旧事業（海岸事業）
- 04 海岸防災林造成事業
- 05 山林種苗生産再建支援事業
- 06 新しい植林対策事業
- 07 環境林型県有林造成事業（再掲）
- 08 **緊急** 木質がれき等バイオマス利用促進事業（再掲）

○構成事業のスケジュール

取組項目・事業	緊急重点事項	復興計画期間（H23年度～H32年度）				
		復旧期（3年）			再生期（4年）	発展期（3年）
		平成23年度	平成24年度	平成25年度		
(4) 農業・林業・水産業 ② 活力ある林業の再生 3 海岸防災林等の早期復旧及び木質バイオマスの有効活用促進						
01 治山事業		→				
02 治山施設災害復旧事業		→				
03 治山施設災害復旧事業（海岸事業）		→				
04 海岸防災林造成事業		→				
05 山林種苗生産再建支援事業		→				
06 新しい植林対策事業		→				
07 環境林型県有林造成事業（再掲）		→				
08 緊急 木質がれき等バイオマス利用促進事業（再掲）	緊急	→				

○事業概要

事業名		事業内容
01	<p>治山事業</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により新たに発生した林地崩壊について、次期降雨等による崩壊の拡大や土石の流出等を防止するため、治山ダムや山腹施設を設置し、県土及び県民生活の保全を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県，市町村】</p>
02	<p>治山施設災害復旧事業</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により、被害が発生している治山施設（治山ダム等）について、県土及び県民生活を保全するため早期に復旧を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
03	<p>治山施設災害復旧事業（海岸事業）</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>津波により甚大な被害が発生している治山施設（海岸防潮堤等）について、県土及び県民生活を保全するため早期に復旧を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
04	<p>海岸防災林造成事業</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>県土及び県民生活を保全するため、津波により流出・倒伏・幹折等の甚大な被害が発生している海岸防災林（潮害・飛砂防備保安林）等について早期復旧を図るもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
05	<p>山林種苗生産再建支援事業</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により甚大な被害を受けた山林種苗生産者の再建を図るため、種苗生産に必要な生産機械、機具等の整備に要する経費及び災害復旧事業の自己負担分に対し補助するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>
06	<p>新しい植林対策事業</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により被害を受けた地域の県民生活保全や2次災害の未然防止を図るため、被災森林や上流域の造林未済地等に花粉の少ないスギ等の植栽を進め、森林の公益的機能の向上を図るもの。あわせて、花粉の少ないスギの増産のための施設を設置するもの。</p> <p>【事業主体：県】</p>
07	<p>環境林型県有林造成事業 （再掲）P. 21, 82</p>  <p>【森林整備課】</p>	<p>震災により甚大な被害を受けた地域などの県民生活の保全と、木材の計画的な供給を確保するため、県行造林地の計画的な伐採による木材生産を進めるとともに、上流部にある森林の持つ多面的機能の発揮により、下流域における災害発生の未然防止を図るため、契約更新に伴う再植林と保育を実施するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>

事業名		事業内容
08 緊急	<p>木質がれき等バイオマス利用促進事業 (再掲) P. 17</p>  <p>【林業振興課】</p>	<p>津波により発生した膨大な倒木、流木等の木質ガレキの早期処理や、木質バイオマスの有効活用を図るため、木材チップ集積・製造拠点の整備及び木質燃料製造施設・利用施設の導入に対して支援するもの。</p> <p>【事業主体：国，県】</p>